



火災対策出来てますか？

冬の時期は、空気も乾燥し火災の起こりやすい時期です。

消防設備点検は、出来ていますか？

消防設備点検及び報告は、消防法第17条の3の3で規定された、オーナー様(所有者・管理者・占有者)の義務です。

内容は6カ月に1回の機器点検・1年に1回の総合点検・**3年に1回の消防署への報告**です。

(飲食店などのテナントがあるマンションは報告義務の年数が変わる可能性がありますので、ご確認ください。)

相次ぐ火災により消防法も改正され、現在では、最低限の火災対策を行わず、死傷者が出た場合、所有者が業務上過失致死傷罪に問われます。



こうなる前に点検を！！

消防用設備点検は学生ハウジングにご相談ください。専門業者点検完了後、弊社より消防設備等点検報告書を所轄消防署長または、消防長に提出いたします。戸数、設備により異なりますが、15,000円から70,000円の費用で点検出来ます。



火災の原因1位は放火です。

オーナー様の義務は放火されないマンションにする！
手入れがされていないマンションは格好の獲物です。
まず、対策の一步として、消防の意識を持ってください。

マンション・アパート・テナント



お問い合わせ先 TEL: 0800-200-3215 担当: 坂谷

USAGI通信はメールでの送信も可能です！！

学生ハウジングホームページ → の入力フォームにて
ご相談内容のボックスに「USAGI通信希望」とご入力の上、送信ください。